

The Japanese Association of Special Education Newsletter

一般社団法人
日本特殊教育学会

「とつきょう」ニュースレター

No.008

Contents

- 特集「特別支援教育の今後を考える」
- 2024年度実践研究助成事業採択者の研究成果報告
- 研究奨励賞、実践研究賞受賞者の紹介
- 編集後記

2025年8月29日発行

一般社団法人日本特殊教育学会

理事長 澤隆史

〒305-0005

つくば市天久保 2-20-7 レガートホンダ 203

tel 029-851-7778 (平日 09:00~16:00)

url <https://www.jase.jp>



特殊教育から特別支援教育へ転換した2007年から18年が経過しました。これまでの成果や課題を総括し、一層の拡充に向けて踏み出す時期にあります。本号では、小・中学校に在籍する多様な教育的ニーズのある子どもや共生社会の担い手を育む教育の在り方について国の特別支援教育政策推進に寄与する研究に携わる立場から、また、盲ろう教育、強度行動障害のある子どもの教育、病弱・身体虚弱教育のそれぞれの立場から、今後の展望についてご執筆いただきました。

特別支援教育の理念を活かした通常の学級における指導・支援

井上 秀和 (国立特別支援教育総合研究所)

近年、特別支援教育の対象となる子供が増加しており、全ての通常の学級に特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍している可能性が高まっています。また、特別支援学校への就学相当である学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する一部の子供が、合理的配慮を含む必要な支援を受けながら通常の学級等で学んでいる実態が明らかになっています。こうした状況から、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導といった学びの場だけでなく、小・中学校等の通常の学級において「特別支援教育」を推進する必要性が高まっています。

令和4年に公表された「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」報告においては、「特別支援教育は、これまでも障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応して、全ての子供たちの可能性を引き出し、持てる力を最大限度まで高めるための個別最適な学びと、協働的な学びが実現されるよう、個に応じたきめ細かな学習の工夫を実施してきた」と評価されています。さらに「こうした特別支援教育の考え方は、特別支援教育分野の専門性向上や進展のみならず、また、障害の有無にかかわらず、教育全体の質の向上に寄与するものである」と示されています。

現在、通常の学級においても子供たちの多様化や背景の複雑化が進んでおり、従来の同質性・均質性一律一様を前提とした教育から、多様性を重視する教育への転

換が求められています。そうした中で、個々の子供の教育ニーズを踏まえたICTの活用や、一斉指導における自己調整学習など、特別支援教育の理念に通じる実践が広がりつつあります。また、教科指導、生徒指導、進路指導などの教育活動においても、個別的な支援の必要性がこれまで以上に強調されており、効果的な指導・支援や、それらを支える校内体制の整備が進められています。特別支援教育がこれまでに培ってきた知見や実践は、通常の学級での指導・支援に活かされることで、結果としてすべての子供にとっての学びやすい環境の実現に資すると考えます。その理念と実践は、現代の学校教育が直面する多様な課題に対し、有効な手がかりを提供することが期待されます。

今後は、特別支援教育の専門性を維持・発展させるとともに、そこで得られた知見を教育全体に広く還元する視点が不可欠です。多様な教育的ニーズのある子供たちが、それぞれの力を発揮しながら、安心して学ぶことができる学校づくりを進める上で、特別支援教育が果たす役割は、さらに重要性を増していくと考えられます。

国立特別支援教育総合研究所では、小・中学校の通常の学級に在籍する多様な教育的ニーズのある子供に焦点を当てた重点課題研究「多様な教育的ニーズのある子供の学びの場の充実に関する研究」に取り組んでおり、令和7年度末に最終報告書として成果をとりまとめます。

「共生社会の担い手」を育むことを目指して

久保山 茂樹 (国立特別支援教育総合研究所)

私たちが目指す社会は「共生社会」です。共生社会の形成に向けて、子どもたちが10年後、20年後に、「共生社会の担い手」となるための教育活動を展開する必要があります。国立特別支援教育総合研究所では、令和5年度から7年度までの3年間、重点課題研究『共生社会の担い手を育む教育に関する研究-障害理解教育の検討を中心に-』を実施し、小・中学校の通常の学級で実施可能な『共生社会の担い手を育む教育のガイド』を作成し、提供することで、共生社会の形成に寄与することを目指しています。

研究チームは、所内の研究員9名、研究協力者として教育現場や教育行政、大学の先生方9名、研究協力機関として6つの学校で構成される大規模なものです。特に小・中学校の先生方のご参加が多いのもこの研究チームの特色です。この研究では、「共生社会の担い手を育む教育」を、「子どもたちが多様性を理解し尊重できるようになるための教育」と定義しています。この定義によ

り、小・中学校の通常の学級の授業や学級経営において日常的に行われている多様性を理解し尊重するための実践や障害理解授業について、学校訪問をして授業参観や担任の先生や管理職の先生にインタビューをしたり、全国規模の質問紙調査を実施したりして、幅広く情報収集し、分析をしてきました。

成果の一つが図に示した「共生社会の担い手を育む教育を実現するための要素と構造」です。これは学校訪問から得た知見をふまえて作成したものです。多様性が理解され尊重される教育を行うためには、子ども一人一人が大切にされる学級経営が重要です。そのためには教師一人一人が大切にされる同僚性が必要です。そうした学校風土を醸成するには校長のリーダーシップによって学校が目指す姿を明確にすること重要であり、地域の人々や自治体が目指す社会の姿が学校の実践を下支えしていることがわかりました。

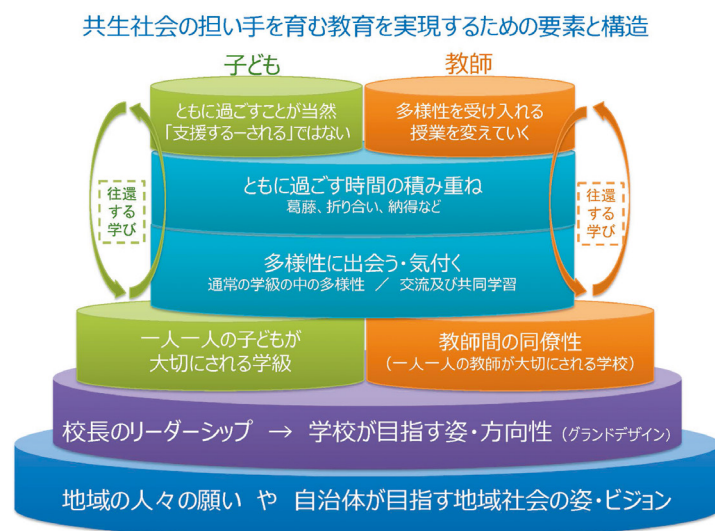


図 共生社会の担い手を育む教育を実現するための要素と構造

最終年度である令和7年度は『ガイド』作りに取り組んでいます。『ガイド』は、「共生社会の担い手を育む教育」を実施する必要性について理解するための「理論編」、通常の学級において「共生社会の担い手を育む教育」を実践する際の要点について事例を交えながら紹介する「障害理解教育編」と「授業と学級経営編」、学校全体が目指す姿や方向性をどのように定め、実践するのかを事例を通じて紹介する「学校経営編」の4つの柱で構成する

計画です。このガイドを通じて、通常の学級の先生方が、「自分の学級でも実施してみたい」「実施してよかった」と思ってもらえることを目指しています。

通常の学級からの情報収集は、特別支援教育の研究者にとって大変刺激的であり、学びにあふれています。共生社会の形成に向け、通常の教育と特別支援教育との一層の協働と融合が進むことを願っています。

盲ろう教育の立場から

加藤 敦 (国立特別支援教育総合研究所)

日本の特別支援教育において、重複障害のある子供たちの教育は、1950年に山梨県立盲学校における視覚と聴覚の両方に障害のある「盲ろう」の子供たちの教育から本格的に始まったと言われている。視覚と聴覚からの両方の情報が不鮮明で十分に得られない盲ろうの状態は、子供のコミュニケーション、情報入手、移動等、広範囲に渡る困難さが生じ、子供の成長や学び、生活に多大な影響を与える。

2023年度に国立特別支援教育総合研究所が実施した盲ろう幼児児童生徒の実態調査では、全国の特別支援学校に200名の盲ろう幼児児童生徒の在籍が確認されている。このうち約85%は、盲ろう以外の障害も併せ有していることが明らかになった。このことから、一人一人の実態は極めて多様で個別性が高く、盲ろう独自の教育方法をさらに個々の子供に応じてカスタマイズすることが重要である。

盲ろうの子供の教育において、かかわる私たちには、その子供が生きている世界(状況や困難さ等)を常に想像しながら、一人一人の思いや考えに寄り添うこと、そして子供の良さや可能性、その子供の興味・関心を出発点にして、子供と向き合い、対話を通して互いに理解を深めながら、その子供にとって最適な学びと、意味のある生活・学習を共に作り上げていくことが重要である。

例えば、一人一人の子供に応じて、五感を活用した様々な情報の受信・発信方法を工夫し、情報保障を徹底

し、学習スタイルに応じた教材等を用いた指導・支援内容・方法を考えることが重要である。また、十分な時間をかけて、子供が人との関わりの中で安心して学びを積み重ねられる環境作りが不可欠である。すなわち、盲ろうの子供の生活や学習の経験を踏まえ、その子供の将来の自立と社会参加の姿を具体的にイメージしながら、柔軟で創造的、かつ専門的な教育が求められると言える。

1970年に文部省(当時)が示した「重度・重複障害教育の手引き」には、「教育に、目標は必要である。しかし、その目標は固定的、画一的なものであってはならない。むしろ、当面している子どもにとって、一番適している弾力性のある目標でなければならない。(中略) 子どもにとって、無理のない出発点、学習の段階に対する工夫が大切である。」と記されている。一人一人に応じた教育は特別支援教育の基本であり、その理念は今も変わらない。

また、独自の教育的ニーズに向き合ってきた盲ろう教育で培われた指導法や支援の工夫には、他の多様な教育的ニーズにも応用できるものが多数ある。

子供の個別最適な学びと、豊かな人との関わりを通じた学び、成長の機会がますます求められている今、盲ろう教育の視点を活かしながら、全ての子供たちの学びと生活をより充実させていくことが、これからの特別支援教育の重要な課題であると考えます。

強度行動障害のある子どもたちの教育の立場から

西牧 謙吾 (日本大学文理学部教育学科)

私が国立特別支援教育総合研究所に在任中(平成15～25年)に、全国児童青年精神科医療施設協議会(以下、全児協)と関係があった。当時、病弱教育に関わっていて、特別支援学校(病弱)に隣接する病院に加盟病院が多かったからである。この団体は、日本の児童精神科医の養成、自閉症研究に設立当時から大きく関わっていた。当時出会った子どもの中に、いわゆる「強度行動障害児」と呼ばれる子どもがいて、医療・教育現場で大きな問題になっていた。

歴史的には、強度行動障害への行政対応には大きな波が3つある。入所施設の設置と量的拡大期が、第1番目の波。在宅生活支援の仕組みの確立とサービスの量的拡大が、第2番目の波。今は、自閉症の医学概念と支援方法の確立と地域包括支援の考えの普及で、第3番目の波に当たっている。私がこの問題に出会った頃は、第2番目の波が過ぎ、問題が深く沈降していた時期である。国立秩父学園との関わりが出来て、後に国立障害者リハビリテーションセンター(以下、国リハ)に移るきっかけになった。

学校教育では、特殊教育から特別支援教育に移行する時期に当たり、発達障害支援が大きな話題になっていた。国リハに異動し、障害福祉行政との関わりが出来た。自閉症支援は、第3番目の波が起ころうとしていたが、やっていることは第1番目の波の頃と変わりがなかった。端的に言うと、3つの波での支援技術や知識の積み上げが、特別支援教育にも障害福祉にもあるにもかかわらず、予防的対応がうまく機能していなかった。現在、私は、国リハ定年後、地域の医療機関で不登校外来をして

いるが、発達障害対応は、子どもの育ちと学習の保障、2次障害の予防につきる。なぜこの国は、予防対応がうまくいかないのだろうか。

特別支援教育が始まり、その対象となる児童生徒数が右肩上がりに増えているとの指摘がある。これと似たような現象が、不登校数の増加である。この両者の背景に何があるのだろうか。戦後日本の子育て環境や経済環境の変遷を考慮すれば一つの世代交代が起こるたびに、子どもの育ち、親の考えに変化が生じていることがわかる。特に、平成時代には、戦後の昭和時代に比べて、日本社会に大きな変化があり、それが地続きで今に至っている。それに対して、学校教育や障害福祉施策は、変化を嫌い、施策を上積みすることを繰り返してきたように思う。例えば、感覚障害に知的障害や発達障害合併例への支援、重度知的障害に自閉症を併せ有している子どもの保護者支援などは、今も母子保健レベルでの対応は遅れている(実際は連携のもとで、関わる支援機関があるが全体を統轄している機関はない)など、課題は山積みである。少子化が進む中、こども家庭庁として、本当に一貫した支援を作り出す仕組みに期待したい。不登校外来は、ささやかながらその試みと考えている。

【文献】

- 1) 独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センター監修：他職種チームで行う強度行動障害のある人への医療的アプローチ.2020.中央法規
- 2) 国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報支援センター HP：<https://www.rehab.go.jp/ddis/> 2025.7.17閲覧

病弱・身体虚弱教育の変遷と今後の展望

滝川 国芳 (京都女子大学発達教育学部)

日本の学校教育制度には、病気のある児童生徒を対象に、特別支援学校（病弱）や小中学校の病弱・身体虚弱特別支援学級、通級による指導で教育を行う病弱・身体虚弱教育がある。

1942年の身体虚弱の養護学級数は総数の96.1%にあたる1,616学級、在籍者数は総数の98.4%にあたる65,930人であり、戦前の日本では文部省が「体位の向上」を教育目標に掲げ、国民の体力強化を図る中で、身体虚弱教育が充実していった。第二次世界大戦後の1947年、学校教育法が制定され、身体虚弱者については特殊学級で教育することとなったが、病気治療が必要な者については明治の小学校令以降、依然として就学猶予又は免除の対象と位置づけられた。1961年の学校教育法改正により、養護学校の対象者として結核性疾患、心臓疾患、腎臓疾患、身体虚弱の程度の高い児童生徒が「病弱者」として位置づけられ、「病弱養護学校」が新たに創設された。その後、医療技術の進歩と医療体制の変化に伴い、病弱・身体虚弱教育の制度は段階的に変容を遂げてきた。

現在、入院治療等する児童生徒は、病院にある特別支援学校（病弱）や小中学校の病弱・身体虚弱特別支援学級に転学して、療養しながら学校教育を受けることができる。また、入院は必要がないものの、服薬等による継続した医療のもと、特別支援学校（病弱）や病弱・身体虚弱特別支援学級で学ぶ児童生徒もいる。さらに、小学校・中学校等の通常の学級に在籍する慢性疾患等の児童生徒もいる。教師は、病気のある児童生徒が主体的で意欲的に活動できる環境を整備し、達成感、自己効力感をもつことができるように配慮しながら教育活動を行うことが重要となる。そこで、病気のある児童生徒の十分な教育を保障するための教育課程を編成することは、日々の学校教育活動の原点となる。

その一方で、退院後に感染症予防等のため自宅療養している児童生徒は、在籍している学校には物理的に通学することはできない。特に高校生が入院療養する状況になると、それまでの学業を継続することが困難となる場合が少なくない。文部科学省は、病気療養する児童生徒の教育機会の確保のために、2015年以降ICT活用による遠隔教育を行うことによって、指導要録上の出席扱いとしたり、単位修得を認めたりする通知を矢継ぎ早に発出している。改正された教育制度を、迅速に病気療養する児童生徒の教育保障のために運用するには、都道府県教育委員会、市町村教育委員会、小学校、中学校、高等学校等が新たな教育活動に取り組む必要がある。内閣府の第5次障害者基本計画（2023年度－2027年度）の「教育の振興」に関する記述に、「病気の状態により学校に通うことが困難な病気療養児の支援の充実に向け、ICTを活用した学習機会の確保を促す等、環境の整備を促す。」とあり、より一層の充実が求められる。

さらに現行の学校教育法第81条3項に、「前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。」との規定がある。前項に規定する学校とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校であり、小中学校、高等学校等における訪問教育制度は、すでに法律に位置づいていると解釈できる。

以上のことを踏まえて、今後の病弱・身体虚弱教育においては、改正された制度の着実な運用とより一層のICT活用、そして小中学校と高等学校等の「通級による指導」の確実な実施と「訪問教育」の開始に向けた実施体制が構築されることを期待している。

2024年度実践研究助成事業採択者の研究成果報告

知的障害特別支援学校においてスクールバス乗務員が抱える困難とその解決方法に関する検討

末永 統 (作新学院大学) (申請時所属 東京都立羽村特別支援学校)

この度は、2024年度の実践研究の機会を賜り、ありがとうございました。簡潔ではありますが、本研究の背景と目的、方法、結果およびまとめについてご報告します。

知的障害特別支援学校に在籍する児童・生徒の多くは、通学の支援として提供されているスクールバスを利用しています。バスを利用している児童・生徒は、住まいの遠さ、交通手段の不便さ、生活年齢や知的レベルや障害の程度といった理由から公共交通機関を利用できない場合があります。加えて、行動上の問題のために利用が難しい場合も少なくありません。そのため、多様な行動問題のある児童・生徒がスクールバスに乗車することになるのが現状です。

しかし、学年や障害の程度が多様な児童・生徒に対して日常的に車内で支援に当たる乗務員については、特別支援教育や障害者福祉に関する経験や資格の有無など、その実態は明らかにされていませんでした。加えて、乗務員の職務に係る心身の負担についての評価も示されておらず、障害に関する知識や行動問題への対応について、実際にどのような困難さを感じ、どのような解決策を望んでいるかというニーズについて明らかにされていませんでした。

本研究では、知的障害特別支援学校のスクールバスに関する実態や支援ニーズを明らかにすること、乗務員への行動的支援を行うことを目的とし、以下の研究を実施しました。それぞれ、知的障害特別支援学校のスクールバス担当教員を対象としたバスに関する実態調査(研究1)、乗務員を対象とした個人の属性及び児童・生徒の車内での行動上の問題とその対応の困難さといった支援のニーズの調査(研究2)、課題に適した研修を行った上でその効果を検討すること(研究3)でした。

研究1

研究者3名の所属していた、3都県にある、公立知的障害特別支援学校全校を対象として、依頼状を郵送し、

学校長より同意の得られた場合、同封したスクールバス担当教員向けの調査票に回答するようお願いしました。質問の内容は、学校の「スクールバスの台数」「乗務員の人数」「児童・生徒の人数及び乗車時間」としました。

バス担当教員から得られた回答を分析した結果、学校やバスコースごとに差はあるものの、乗車人数は、最も少ない1人から最も多い52人でした。また、児童・生徒の乗車時間は、最も少ない30分から最も多い155分という結果でした。

研究2

学校長に当てた依頼状に同封した、スクールバス乗務員向けの調査票を配布するよう依頼しました。質問の内容は、「ご自身について(年齢や特別支援教育に関する研修を受けた経験など)」と「車内での行動上の問題について(頻度や対応の困難さなど)」でした。乗務員個人の調査研究への参加は任意であること、提出をもって同意されたものとみなすことなどを明記しました。

調査に参加した28人の乗務員の回答のうち、「ご自身について」の内容から、60歳以上が全体の55.6%を占めていたこと、半数が研修を未受講であったことが示されました。また、「車内での行動上の問題について」の内容から、全体の77.8%の乗務員が、行動問題を示す児童・生徒の登下校支援に当たっていることが明らかになりました。また、行動問題への対応に当たる乗務員から得られた「対応の難しさ」について、9人より「(難しさが)とてもある」、11人より「ある」、8人より「少しある」と回答されました。

研究3

研究2で研修や手立て集などを希望し、連絡先の回答が得られた乗務員に対して、オンデマンドにより、行動問題に対する支援の研修を実施しました。研修の内容は、「行動が起こる理由」「個人攻撃の罨」「問題行動4つの理由」「感覚に対する支援」「注目に対する支援」「物や活

動の要求に対する支援」「逃避に対する支援」でした。

研修を希望すると回答した19人に対して、行動問題への支援に関する研修を行い、資料として手立て集を提供しました。その上で、児童・生徒の車内での行動問題に及ぼす効果を評価する予定でしたが、記録や介入に協力できると返答のあった乗務員はおらず、実施に至っていません。

これまで、スクールバス及び乗務員についての調査は行われておらず、児童・生徒の実態、乗務員の実態それぞれについて明らかにすることができました。ただし、調査の結果は3自治体において協力の得られた一部の学

校に限られており、同意の得られた乗務員の回答であったことを考慮すると、結果が偏っているのも否めません。調査の結果から示された、多くの乗務員が直面する行動問題への対応について、解決に向けた方法をどのように提供するのか、児童・生徒の行動の記録方法をどのように講じるのか、今後の課題として残されました。

全国の知的障害特別支援学校において、日常的に行われている通学保障であることを考慮すると、乗務員への支援や研修の進め方について、今後も検討を重ねる必要があることを強く感じました。

研究奨励賞、実践研究賞受賞者の紹介

研究奨励賞、実践研究賞受賞者の紹介について

研究奨励賞は、特殊教育学研究的未来を担う若手の研究者を奨励する賞です。筆頭執筆者が40歳未満の方の原著論文について、研究の独創性、論文展開の論理性、研究の方法・技術、成果の臨床・教育・福祉実践等への寄与の観点から、優れた論文に贈られます。また、実践研究賞は、特別支援教育等の現場に身をおき日々、実践を重ねながら研究をされている実践的研究者を奨励する賞です。実践分野の職場に勤務する方の実践研究論文について、実践研究としての独自性、研究及び実践の方法・技術、論文展開の論理性、実践活動及び実践研究への寄与の観点から、優れた論文に贈られます。

第37回研究奨励賞および第22回実践研究賞に、以下の2編が選ばれました。受賞されました皆さま、おめでとうございます。今後のさらなる研究の発展、ご活躍を期待しております。

(選考委員長 佐藤 克敏)

◆研究奨励賞

受賞者：木村 芽生 神戸家庭裁判所（現所属）
兵庫教育大学大学院学校教育研究科
（研究時所属）

受賞論文：自閉症スペクトラム障害のある者のきょうだいが同胞の障害を理解するプロセス
— 青年期のきょうだいの語りを通して —

掲載巻号：「特殊教育学研究」第62巻2号

◆実践研究賞

受賞者：伊藤 功 北海道星置養護学校ほしみ高等学園

受賞論文：知的障害を伴う自閉スペクトラム症生徒の歩行時の壁蹴り行動に対する指導方法の検討

掲載巻号：「特殊教育学研究」第62巻1号

編集後記

ニューズレター編集チーム：一木 薫 (福岡教育大学)・滝川 国芳 (京都女子大学)

ニューズレター第8号は、「特別支援教育の今後を考える」を特集テーマに、関係の皆様にご原稿をお寄せいただきました。また、2024年度実践研究助成事業採択者による研究成果報告と合わせて、第37回研究奨励賞および第22回実践研究賞についてご紹介いたしました。ご執筆いただいた先生方には、改めてこの場をお借りして感謝申し上げます。

いよいよ日本特殊教育学会第63回大会(水戸大会)を直前に控える頃となりました。次号の第9号では、大会の様子などもお伝えする予定です。ぜひ、一人でも多くの方に足をお運びいただき、互いに研究を深めていただければと存じます。

ニューズレター編集チーム

担当理事(総務)：一木 薫 (福岡教育大学)・滝川 国芳 (京都女子大学)

2025年8月29日
